氏 名 福原 明雄

所 属 社会科学研究科 法学政治学専攻

学 位 の 種 類 博士(法学)

学位記番号 社博 第21号

学位授与の日付 平成27年9月30日

課程・論文の別 学位規則第4条第1項該当

学位論文題名 中道リバタリアニズムの可能性 -自由と平等の再検討を通して-

論文審查委員 主查 准教授 谷口 功一(首都大学東京)

委員 准教授 河野 有理(首都大学東京)

委員 教授 森村 進(一橋大学)

## 【論文の内容の要旨】

本学位論文「中道リバタリアニズムの可能性―自由と平等の再検討を通して―」は、法哲学分野において、ジョン・ロールズ『正義論』以降、活発に議論が行われている、正義論の主要な立場の一つである、ロバート・ノージック『アナーキー・国家・ユートピア』に代表される、リバタリアニズムについて検討し、そのあり得る一構想を擁護しようとするものである。

近時、リバタリアニズムには、その存在を危うくする二つのアイデンティティ・クライ シスが存在している。危機の一つは、正義論における平等論の優位である。アマルティア・ センは、現代正義論を「何の平等か(equality of what)」の問題であると論じており、こ れが広く受け入れられている。しかし、リバタリアニズムは、重要なのは平等ではなく自 由だ、という議論として、正義論においては広く認識されている。もし、リバタリアニズ ムが何かの平等論であると言えるのだとしても、それは、リバタリアニズムの議論の意義 を十全に受け止められるような理解なのだろうか。もう一つの危機は、リバタリアニズム 内部での多様化である。もともと、リバタリアニズムは自由を擁護する様々な思想が混じ り合った、一枚岩とは言えない立場である。しかし、危機は、リバタリアニズムと平等は 両立する、と主張する左派リバタリアニズム(left-libertarianism)の台頭によってもた らされている。左派リバタリアニズムは、自己所有権などのリバタリアニズムに特有で、 中心的な概念を擁護しつつ、帰結としては平等論的な立場を擁護する。自由の尊重が、自 由市場の擁護などと結びつき、帰結として、平等や再分配を否定することになると論じて いた従来のリバタリアニズム(右派リバタリアニズム)は、左派リバタリアニズムを、単 に平等論がリバタリアニズムの名前をかたっているものに過ぎず、リバタリアニズムでは ないと突っぱねている。このような内外に亘るアイデンティティ・クライシスは、リバタ

リアニズムが何を擁護する議論であるかを見失わせるに十分である。リバタリアニズムを 擁護するためには、それが何であり、何でないかを、まず確定しなければならない。それ は、真のリバタリアニズムを見出そうという積極的な試みである必要はなく、少なくとも 何がリバタリアニズムに含まれないのか、ということを明らかにする消極的なものであれ ば、議論の手がかりとしては、十分である。

1.においては、様々なリバタリアニズムについての理解を照らし合わせることによって、それが何であるのか、あぶり出そうと試みられる。まず、日本における標準的なリバタリアニズムの分類論を提供している、ディヴィッド・アスキューの国家規模と正当化根拠による分類を紹介した。アスキューはリバタリアニズムが擁護する国家規模を、無政府資本主義/最小国家論/古典的自由主義の3つに分類したが、前二者に対して、古典的自由主義の定義と範囲が曖昧であり、古典的自由主義と批判されるべき再分配的な拡大国家の間の線引きが困難であることを指摘した。また、ジェイソン・ブレナンによる、リバタリアンの社会正義への関心による分類、そして、スティーブン・ナサンソンの資本主義・福祉国家・社会主義による詳細なスペクトラム的分類を紹介し、三者の議論を照らし合わせて議論を進めた。そこでは、リバタリアニズムを国家規模論と認識すべきであり、分配的正義論の原理的なレベルを指す用語として用いると、不要に議論を複雑化させると主張した。ゆえに、以下では、リバタリアニズムであるか否か(どの規模の国家を正当とみなすか)を直接判断せず、より詳細な分析を可能にすると思われる、分配原理論のレベル(分配的正義において、どのような原理を採用するか)を先に検討することが得策であると判断した。

一方、アスキュー分類は、正当化根拠の分類も行っていた。2.ではこちらの側面から、リバタリアニズムを検討した。アスキューはリバタリアニズムの正当化根拠として、自然権論/帰結主義/契約論の三つに分けられるとした。まず、契約論は、合理的な人間であれば、リバタリアニズムの社会や制度に合意するはずだ、というものだが、人々の合意自体が何らかの制度を正当化することはなく、根本的には、帰結の良さや合意した制度に従うことを決定できる権限が各人にあることによって正当化されることになると論じた。また、帰結主義は、自由な社会であることが良い帰結をもたらすから、という理由でリバタリアニズムを正当化するが、実は、その帰結の良さと自由が重なることは、原理的には偶然に過ぎないということを示すことで、十分な正当化にはなり得ないと論じた。

3. では、残された自然権論、特に身体所有権としての自己所有権について論じた。この自己所有権が、右派/左派のリバタリアニズムの結節点であることを確認して、まず、3.1で自己所有権の正当化を検討した。代表的な右派論者であるマリー・ロスバードの方法一元論をベースとした、人間本性による自己所有権の正当化は、内容が過度に曖昧な人間本性に基づいており、かつ、それが完全に実現されなければ、自己所有権者にはなれないと論じられており、説得力に欠けると論じた。次に、直観に訴えかける議論を、日本の代表的なリバタリアンである森村進の議論を通じて検討した。森村は、議論の相手に対して、

道徳的直観が共有されていることに気付かせることによって、自己所有権の存在を前提にして議論を始めることができると論じている。また、森村は直観を批判的合理主義的に扱うことで、一応、受け入れても不合理ではない前提だとして、自己所有権を提示できると考えている。ただし、森村は、この批判的合理主義において、どうすれば反証されたことになるかについての基準を提出しておらず、当事者間の直観の共有のみが根拠となっている。これは論証とは呼べない。当事者同士が、何かの存在を直観していることが、権利の存在の十分な根拠になるとは考えにくい。さらに、ノージックの論証を見た。ノージックのリバタリアニズムは「基礎付けなきリバタリアニズム」と批判されるが、一応、ノージックのリバタリアニズムは「基礎付けなきリバタリアニズム」と批判されるが、一応、ノージックは自らが想定している権利は、カント的原理(「個々人は、目的なのであって、手段ではない」)を反映したものだと論じている。しかし、これでは曖昧すぎるので、カント的原理と自己所有権の関係について論じている他の議論を検討した。まず、エドワード・フィザーは、ノージックはカントと自己所有権に同時に訴えかけていると論じたが、カント的原理は自己所有権の基礎となるはずのものであるから、この扱いは誤りである。次に、ロバート・S・テイラーは、カントの原理から、身体の支配権(control right)としての自己所有権が導出できると論じており、筆者はこれを支持した。

このように導出された自己所有権者とはどのような人のことで、自己所有権とどのよう な関係にあるのかを 3.2 で検討した。まず、森村の人格の程度説を批判的に検討すること で、自己所有権者である人間は、過去・現在・未来を持つ人格として存在し、かつ、自己 所有権は獲得/喪失可能な道徳的地位としての側面を持っていると論じた。そして、その ようなものを尊重するということがどのような行為を要求するのかを検討し、パターナリ ズムや強制は否定されることが明らかになった。その過程で、自己所有権を持つ人格とし て扱われるためには、道徳的な能力が必要であることが分かった。続いて、リバタリアニ ズムの人間観について検討した。リバタリアニズムは人間の多様性を強調するが、その一 方で、同一の自己所有権という道徳的地位を与えている。人間が多様であれば、当然、道 徳的能力においても多様であるにもかかわらず、同一の道徳的地位を与えることは、道徳 的能力の違いを適切に扱っていないことになるかもしれない。これに対しては、人格とし て扱われるための道徳的能力を範囲性質 (range property) M として捉え、閾値以上での道 徳的な差異を無視する曖昧な尊重(opacity respect)を導くために、人格の別個性に付随す る、意味ある生の別個性・比較不能性を以って、各自己所有権者を等しき道徳的人格とし て扱うことができる、と論じた。しかし、このような想定は、人間が必ずしも高度に合理 的であることを保証・要求しない。それにもかかわらず、自らの人生を自らによって辿る べきだ、というリバタリアニズムの人生に対する態度を自己著述者性 (self-authorship) と呼んで、リバタリアニズムのモチベーションの中心であると主張した。これは、自分の 人生への責任と自己決定及びそのプロセスの重視を主な内容とする。

4. では上記のような性質を持つものとして導出された自己所有権に適切な自由とはどのようなものであるかについて論じた。まず、アイザィア・バーリンの積極的自由と消極的

自由の二分法を紹介し、消極的自由が自己所有権に親和性が高いと論じた。そのうえで、より分析的であることを誇るジェラルド・C・マッカラム Jr.の自由の三項関係論を紹介したが、記述的な分析に終始することになり、自由そのものがどのような性質や重要性を持っているかは明らかにならないことが分かった。その過程で、自由の価値と福利の価値を混同する積極的自由の議論があることに注意を払った。つづいて、3.のような自己所有権理解が要請するような、消極的自由に収まらない自由がどのようなものであるか、リバタリアン・パターナリズムを素材に検討し、積極的自由が重視する要素である、誰が決めるのかということ(自己決定)や、そのプロセスの真正さが問題になると論じた。しかし、自己著述者性が要求する自分の人生に責任を負うことはこのような自由からだけでは導き出されない。そこで、セリーナ・オルサレッティとハリー・フランクファートの議論を参照して、その条件が自発性にあることを確認した。

5. ではこれまでに論じてきた自己所有権やそれに付随する自由、そして自発性がどのよ うな分配的正義を正当化するのかを論じた。まず、基準となるノージックの歴史的権原理 論の内容を確認した。また、平等論からのノージックに対する批判が、主にロック的但し 書きの低水準に設定されたベース・ラインに向けられていることを明らかにし、歴史的権 原理論がもたらす大きな格差は不公正であるという批判を検討した。続いて、適切なべー ス・ラインを探すために、十分性説とリバタリアニズムの関係を検討した。橋本祐子のリ バタリアニズムと十分性説の両立の議論を検討し、その帰結主義的な正当化は失敗してお り、人間観をベースとした正当化の方が有望であることを示した。そして、十分性説に付 きまとう閾値設定の適切さの問題について、根源的な問題はその水準の高低ではなく、そ の水準である理由の方にあると分かり、その閾値の性質は個人の選好や分配状況に依存し ないが、社会や文化に影響されるものであると論じた。そして、歴史的権原理論で最も問 題となる、ロック的但し書きの解釈の問題を扱った。主に、左派によって主張される天然 資源が「何らかの平等論的な仕方で」存在しているという主張について、ピーター・ヴァ レンタインが主張する、各人の人生の見通しの平等という理由からは導かれないと論じた。 最終的に、自らの立場を「意味ある生を送る機会の十分性」を保証するものとして位置づ けた。

以上のような議論の意義は以下のようなものである。まず、冒頭にも述べたとおり、リバタリアニズムの混沌とした状況に、一つのあり得る整理をつけ、有効な議論ができると思われる地盤を示したことである。次に、多くの論者が避けて通っている自己所有権の正当化を、かなり詳しく、分析的に行ったことである。尤も、その成否は読者に委ねなければならないが。さらに、リバタリアニズム=消極的自由という発想を脱し、実質的に擁護する自由を析出させたことである。最後に、これらを一つの筋道に整理し、分配的正義の議論を説得的に展開したことである。もしこれらの議論が覆されるのだとしても、局面や対象を限定し、批判理論として活躍することの多いリバタリアニズムを、徹頭徹尾、積極

的に構築するという蛮勇を振るったこと自体が、議論の精緻化と細分化が進む中では、意 義あることなのかもしれない。